訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,600円
2	2,100円以上 2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上 2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上 3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上 3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上 3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上 3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上 4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上 4,333円未満	3,320円
10	4,333円以上 4,600円未満	3,480円
11	4,600円以上 4,867円未満	3,640円
12	4,867円以上 5,167円未満	3,790円
13	5,167円以上 5,500円未満	3,970円
14	5,500円以上 5,833円未満	4,140円
15	5,833円以上 6,167円未満	4,310円
16	6,167円以上 6,500円未満	4,460円
17	6,500円以上 7,000円未満	4,610円
18	7,000円以上 7,667円未満	4,870円
19	7,667円以上 8,333円未満	5,100円
20	8,333円以上 9,000円未満	5,290円
21	9,000円以上 9,667円未満	5,450円
22	9,667円以上 10,333円未満	5,570円
23	10,333円以上 11,000円未満	5,650円
24	11,000円以上 11,667円未満	5,700円
25	11,667円以上	5,820円

○国土交通省告示第八百八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年国土交通省令第七十一号）附則第六条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百八十六号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,600円
2	2,100円以上 2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上 2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上 3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上 3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上 3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上 3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上 4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上 4,333円未満	3,320円
10	4,333円以上 4,600円未満	3,480円
11	4,600円以上 4,867円未満	3,640円
12	4,867円以上 5,167円未満	3,790円
13	5,167円以上 5,500円未満	3,970円
14	5,500円以上 5,833円未満	4,140円
15	5,833円以上 6,167円未満	4,310円
16	6,167円以上 6,500円未満	4,460円
17	6,500円以上 7,000円未満	4,610円
18	7,000円以上 7,667円未満	4,870円
19	7,667円以上 8,333円未満	5,100円
20	8,333円以上 9,000円未満	5,290円
21	9,000円以上 9,667円未満	5,450円
22	9,667円以上 10,333円未満	5,570円
23	10,333円以上 11,000円未満	5,650円
24	11,000円以上 11,667円未満	5,700円
25	11,667円以上	5,820円

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十六号　仙北市角館町小勝田前田一〇八番一から同市角館町雲然山崎一四三番六まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十一日

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　山形市大野目四丁目三〇三番五から同市大野目四丁目一四三番七まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十日

○東北地方整備局告示第百二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　登録番号　東北地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人宮城県建築住宅センター